

平成29年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年4月13日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年4月13日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) 平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について
- (2) 都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 覚
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第7回定例会を開会します。

本日は、教育新聞社外2社、個人は16名から取材・傍聴の申込みがございました。また、頭撮りについては教育新聞社から申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回3月9日の第5回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会の議事録は承認をいただきました。

前回3月23日の第6回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧

いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（３）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 報 告

（１）平成３０年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 次に報告事項（１）平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 平成30年度に都立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部で使用いたします教科書の採択の方針について取りまとめたので、御報告させていただきます。

報告資料（１）を御覧ください。まず「第１ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の採択について」でございます。都立高等学校等で使用する教科書の採択については、毎年度、年度当初に採択と選定の方法について決定し、採択を行っております。今年度も引き続きこれまでと同様の方法によって採択を行ってまいります。

まず「１ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書採択に当たっての留意事項について」は４点ございます。（１）は「採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う」ということでございます。

（２）は、文部科学省の作成する「高等学校用教科書目録（平成30年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する」ということでございます。

（３）は、採択に当たっては「専門的な調査研究を行う」ということでございます。

(4) は、各学校の「生徒の実情等を十分に配慮する」ということでございます。

次に「2 教科書の調査研究について」でございます。資料の2枚目をお開きください。こちらに「平成28年度 教科用図書検定結果の概要」がございます。このたび新たに文部科学省の検定を経た教科書が、一番下の欄にあります。共通教科で196点、専門教科で17点、合計213点でございます。

恐れ入りますが、1枚目にお戻りください。これらの教科書が教科書目録に登載されましたら、2の(2)にあるように「学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の特徴や違いが明瞭にわかるよう」、「ア 内容」、「イ 構成上の工夫」の二つの項目について調査研究を行い、その結果について「高等学校用教科書調査研究資料」を作成し、都立高等学校等に配布いたします。

次に「3 各都立高等学校等における教科書の選定について」でございます。これは東京都教育委員会が都立高等学校等に対して指導する内容として、教科書の選定に当たっての留意事項を示したものでございます。これまでと同様に、教科書選定の責任と権限は校長にあることを周知徹底いたします。

そして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて調査研究を行うとともに、生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。

「4 教科書の採択について」ですが、教科書の採択に当たっては、都教育委員会で作成した「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、「ア 内容」や「イ 構成上の工夫」について検討した上で、資料の裏面になりますが、各学校の選定結果等を総合的に判断して、都立高等学校等で使用することが適当と認めた教科書を採択するものでございます。

続いて「第2 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」でございます。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書は、附則9条本と呼んでおりますが、フランス語などの外国語や専門教科、特別支援学校高等部の主に知的障害部門で使用する、教科書の発行されていない教科・科目で主たる教材として使用する図書については、3月9日の第5回教育委員会定例会で、今年度使用する附則9条本の採択をしていただいたところでございます。今回は、平成30年度に使用する附則9条本の採択

について説明をさせていただきます。

まず「1 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっての留意事項について」でございます。記載された三つの事項に留意して附則9条本の採択を行うというものでございます。

(1)は、検定教科書と同様に「採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う」ということでございます。

(2)は「都立高等学校等から申請のあった附則9条本について調査し、採択する」ということでございます。

(3)は「都立高等学校等の生徒の実情等を十分配慮する」ということでございます。

次に「2 各都立高等学校等における附則9条本の選定について」でございます。これは、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会において、各学校の教育課程に準拠し、かつ、内容が正確中立であることや、学習の進度に即応していること、表現が正確適切であること、保護者の経済的負担が過度にならないことを要件として備えた図書を選定するため、十分に検討を行い、各学校で編成する教育課程に基づき、最も適切な図書を選定するよう指導してまいります。

次に「3 附則9条本の調査」についてでございます。これは、教育庁指導部において、各学校から提出された選定結果と、その図書の見本について、各学校が選定した図書が「教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、原則としてその内容の全部について、年間を通して授業することができるもの」となっているかについて調査をいたします。

次に「4 附則9条本の採択について」ですが、附則9条本の採択に当たっては、各学校の「選定理由及び選定結果等を総合的に判断し、各都立高等学校等で使用することが適当と認めた図書について、附則9条本として採択する」というものでございます。

今後の予定ですが、本日、御報告した内容を各都立学校の校長に速やかに通知するとともに、教科書選定事務について校長等へ説明を行ってまいります。そして、各学校における教科書の選定結果を受け、審査を行った上で、採択議案として、8月の教

育委員会に付議させていただくという形で進めてまいりたいと存じます。

また、附則9条本の選定事務については秋以降に実施して、年度内の採択議案として、来年の3月の教育委員会に付議させていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件について報告として承りました。

## (2) 都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について

【教育長】 次に報告事項(2)都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 平成28年度から実施しております都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について、平成28年度の実施状況と平成29年度以降の事業展開等について御報告させていただきます。

報告資料(2)を御覧ください。都立特別支援学校の児童・生徒が、地域の中で様々な活動を通して多くの人と関わり、社会の一員として役割を果たすことは、周囲から認められ、自分の成長を実感できるなど、自己有用感を高める上で極めて重要でございます。

これまで都立特別支援学校では、近隣の道路や公園、公共施設等での清掃活動や、学校で育てた花を商店街に飾る活動、地域のリサイクルセンターと連携した活動等を積極的に行ってまいりました。しかし、直接地域の人々を対象としたり、地域の人々とともに活動をしたりといった活動については極めて少ないといった状況がございました。

そこで、その【事業目的】に示したように「地域の人々に貢献するとともに、地域の人々と喜びを分かち合えることを実感できる活動の機会を創造する」ということを目的に、平成28年度、都立特別支援学校の中から20校を指定して、都立特別支援学校の児童・生徒が高齢者施設等を訪問してレクリエーション活動を運営する活動など、



高齢者の方に喜んでいただく社会貢献活動モデル事業を実施いたしました。

各校と施設とのコーディネートについては、小学生、中学生、高校生のボランティア活動を促進し、多くの高齢者施設とのパイプを持っているNPO法人に委託いたしました。具体的には、このNPO法人が、モデル校の近隣で本事業の趣旨に賛同し、協力していただける施設を見だし、各校に紹介いたしました。それを受けて各学校は活動内容を検討し、NPO法人を介して対象施設と調整を行った上で、実施につなげてまいりました。

各学校では、初めての取組ということもあり、高等部の生徒会役員や部活動の生徒など、障害が比較的軽い生徒が中心になりましたが、どのような活動であれば高齢者の方に喜んでいただけるかを、生徒たちが十分話し合った上で実施いたしました。

20校の障害種別の内訳、それから主な活動内容については、資料の中ほどに表でお示ししたとおりでございます。肢体不自由特別支援学校のように、児童・生徒の移動に制約のある学校などでは、児童・生徒が訪問するのではなく、高齢者の方に来校していただいたりすることもございました。

児童・生徒と高齢者とが一緒に活動できるよう、歌やダンスの披露のほか、初心者でも分かるように独自のルールによるスポーツなどを行いました。また、日頃から接客の仕方を学んでいる生徒によるカフェサービスや、高齢者施設などでも行われている手のつぼなどを刺激するハンドマッサージなど、それぞれ日頃の学習成果の発表や工夫を凝らした取組を行いました。

このような取組は初めてであった学校がほとんどでしたので、実施当日、参加した児童・生徒は、当初大変緊張しておりましたが、高齢者の方に温かく迎えていただきましたので、徐々に緊張がほぐれ、練習してきた活動を行うことができました。

本事業の成果を、当日参加したそれぞれの立場からの代表的な感想で御報告させていただきます。後段に示してありますが、まず参加した児童・生徒は「こんなに喜んでいただき嬉しかった。」とか「早く次もやりたいです。」など、自己有用感や活動の意欲が高まったことが分かります。

それから、指導した教員自身がこの事業の成果を強く感じているようです。資料にもあるように「生徒の活動が、十分に地域に貢献できる。」とか「人のために何がで

きるかを考えるという一面が見られ、生徒理解が深まりました。」、「日頃の特別支援学校の中での生活だけでは気付くことのできなかつた児童・生徒の可能性を知ることができた。」、などの感想を述べています。

そのため、昨年度内に独自の取組として2度目、3度目の社会貢献活動を実施した学校もございました。

高齢者の方や施設職員の方々にも大変好評で、取組の継続が求められております。

児童・生徒のひたむきな姿が他の人にとって生きがいや励みとなり、お互いを尊重し、支え合う心を育む力になるのだと実感できる、そんな事業になったと受け止めております。

これらの成果を基に、今後の事業展開について御説明させていただきます。恐れ入ります、裏面を御覧ください。

平成29年度は、新たに都立特別支援学校20校をモデル校に指定いたします。昨年度は、どちらかといいますと、主に障害が軽度の高等部生徒が企画し、参加する社会貢献活動でしたが、今後は、障害の重い生徒や、小学部、中学部の児童・生徒もこの活動に参加できるよう促進を図ってまいります。

また、小・中学生や地域住民の参加も促進し、これらの活動を通して「都立特別支援学校の児童・生徒と、地域の様々な人々が、社会貢献活動を通じてつながっていく」機会を作り出し、「共生社会の実現」を目指してまいりたいと考えております。

下の表は、平成29年度のモデル校の一覧となっております。各校で9月から12月までの期間に実施できるよう準備を進めてまいります。

さらに、平成30年度には未実施の残る都立特別支援学校17校をモデル校に指定して、平成31年度以降は全都立特別支援学校で社会貢献活動を継続して実施していくようにしてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【教育長】** ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

**【遠藤委員】** 非常に良い取組だと思うのですが、平成28年度でモデル校として20校が選ばれて、平成29年度新たに20校ということですが、この平成28年度の実施校に

については、平成29年度はもうやらないということでよいのでしょうか、それは予算上の制約とかいうことでしょうか。

【指導部長】 平成28年度にやった20校は、もうモデル事業ということではなく、このまま継続してやっていただきます。ですので、モデル事業としては20校ですが、活動としては、都合、合わせて40校になります。

【遠藤委員】 なるほど。そして、平成30年度になると残りの17校もこれに加えて、平成31年度からは全57校がこうした事業をやっていくと理解してよろしいですか。

【指導部長】 そのとおりです。

【宮崎委員】 大変すばらしい取組だと思いますので、今、遠藤委員がおっしゃったように全校がそうやって定常的にできるように進めていただきたいと思います。同時にリクエストなのですが、特別支援学校だけで単独で社会貢献の場に向かうのではなくて、高校や校種が違うようなところとの合同があるなど、少しずつこのダイバーシティーを広げていけるような工夫があると、なおさら良いかと思うので、今年、来年で完成したら、次の段階も見据えて、現地での調査、メリット・デメリットとか、こういうところを工夫すればよいとかいうことも心に留めながら進めていただけると有り難いかなと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。今、委員御指摘のとおりだと思います。見ている裏面に「参加者の拡大」として「小・中学生や地域住民の参加促進」とありますので、今年度は是非近隣の学校、特別支援学校と通常の学校との交流も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

【秋山委員】 とてもすばらしいモデル事業をありがとうございました。継続事業になっていくというところもお願いしたいところで、モデル事業を終わって継続事業になったときに、この【感想に見る成果】を取ることが薄れていくということがないように、この【感想に見る成果】を積み重ねていくことが、この継続事業の力になっていくと思いますので、是非この成果を積み重ねていただきたいと思います。

【指導部長】 分かりました。ありがとうございます。

【大杉委員】 先ほどの御説明の中で、今年のモデル事業を行った学校の中で、とても良い成果があったということで、更にその回数を重ねてというお話がありました

が、例えばそのように、この事業全体としてではなく、各校が自主的にある程度取組を進めていくときに、やはり今回もこのモデル事業に当たっては、NPO法人などのコーディネーターというものがあって成り立っている部分もかなりあったかと思うのですが、そうした点でのサポートや、各校が自主的に進めていこうというときのそういう体制の在り方については、今後どのようにお考えになられているかについて少し御説明いただければと思います。

【指導部長】 もう既にこのNPO法人を介して、高齢者施設等とは関係ができていますので、その施設等を拠点として関係づくりを継続させていきたいと思います。後は、このコーディネーターをしたNPO法人とも関係ができていますので、学校はNPO法人から助言を得るなどしながら広げていければと思います。

【大杉委員】 学校の方である程度自主的に進めていこうとするときに、やはり予算的な問題などもあるかと思いますが、そこら辺の手当てという点についてはいかがなのでしょうか。

【特別支援教育指導課長】 予算的には、コーディネーターのための予算というものは今後は考えてはいないのですが、各校の実践の蓄積を全校で共有することは続けていき、他の学校の取組を参考に自校の取組を充実させていくという方向で進めていこうと思います。

【山口委員】 先生方が言われたように、非常に素晴らしい取組で、これからも進めていただきたいと思うのですが、この【感想に見る成果】で、非常に素晴らしい感想がつづられていて、確かにそうだなと思うのですが、こういった活動で、一時的に高揚感などがあったのか、そういう一時的な体験、一時的な感情の動きではなくて、例えばこの成果が継続的に、このときこういう経験をしたから、彼らの行動変容が継続的に見られたとか、やはりそういう成果も少し必要かと思うのですね。

そうすると、これは多分年1回のことですよね。そして、こういう活動を年1回ではなくて、では、もう少しやっていけるように都としても努力していきましょうと。それにはやはりもう少し正確なエビデンスのようなものが必要になってくると思いますので、その辺りの調査の方法も少し検討していただければと思います。

【指導部長】 きちんとエビデンスといいますか、1回だけではなくて、子供たち

の中に定着していけるような取組をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

【宮崎委員】 もう一つだけ申し訳ありません。先ほどはD&Iのこと、ダイバーシティー・アンド・インクルージョンのことを申し上げましたが、子供の中には、どうしてもこれが苦手だとか、人と接触することが、障害の内容にもよったり、置かれている心理的な状況にもよったり、いろいろあると思うのですが、そういう場合に、これが善だということで100パーセントで進めると、大変疎外感を与えたり、教育上良くなかったりすることもあると思うので、そういう参加できない子に対する温かい配慮みたいなことも是非同時に進めていただければと思えます。

【指導部長】 十分配慮していきたいと思えます。

【教育長】 それでは、よろしゅうございますか。

では、本件について報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月27日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は4月27日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 今、課長からお話があったとおりの日程ですので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時27分)